DVD貸出規程

(目 的)

第1条 公益社団法人愛知労働基準協会(以下、「当協会」という。)は、会員の情報収集及び健康保持増進等を目的に所蔵するDVDの貸出しを行う。

(対 象)

第2条 貸出しは、当協会及び愛知県下各地区労働基準協会の会員、愛知健康安全交流会の会員 に対し行う。

(手 続)

- 第3条 貸出しを希望する利用者(以下、「利用者」という。)は、貸出申込書(別紙)に必要事項を記入して、当協会総務部にメールにより提出する。
- 2 貸出は、1会員1回につき原則として5点を限度とする。
- 3 貸出し及び返却については、利用者の希望により、配送又は当協会での直接の受渡しにより 行う。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、貸出日から4週間を限度とする。なお、返却期限が当協会の休業日に当たる場合は直前の営業日までとする。

(利用料)

第5条 利用料は無料とする。なお、貸出し又は返却を配送で行う場合の送料は、利用者の負担とする。この場合、貸出しは原則として着払いによる。

(貸出期間中の破損)

第6条 利用者は、貸出期間中に破損、紛失及び盗難等の損害が生じた場合、速やかに当協会に 報告し、その実費相当額を弁済する。

(禁止事項)

第7条 利用者は、第三者への転貸及び複製をしてはならない。

附 則

- 1 この規程は2019年10月1日から施行する。
- 2 2025年12月1日改正

年 月 日

(公社) 愛知労働基準協会 総務部 御中

DVD貸出申込書/貸出内容確認票

(該当に○を付けてください。)
]:4週間以內

希望するDVDの名称をご記入下さい(5点以内)

	名 称
1	
2	
3	
4	
5	

※ 利用に当たっての注意点

- 使用に当たっては、第三者への転貸及び複製は行わないでください。
- ・ 破損又は紛失した場合は、実費相当額を弁済していただきます。
- ・ 返却予定日までに必ず返却をお願いいたします。
- ・ 配送料は、貴社でご負担をお願いいたします。

(公社) 愛知労働基準協会 記入欄

受付日	担当	発送日	返却日	備考
月 日		月日	月日	